

◇均等割の税率

法人等の区分	従業員数の合計数	標準税率
		均等割（年額）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共法人</li> <li>・ 公益法人（非課税団体を除く）</li> <li>・ 人格のない社団等（収益事業を行うもの）</li> <li>・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社以外）など</li> </ul>	/	50,000円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円